

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年3月20日

岩手県知事 達増 拓也 殿

住 所 岩手県岩手郡雫石町中町7番地4
名称及び代表者の氏名 雫石商工会 会長 土橋 幸男

住 所 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
名称及び代表者の氏名 雫石町長 猿子 恵久

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：前田 智栄子
大沢 孝介

(別表1)

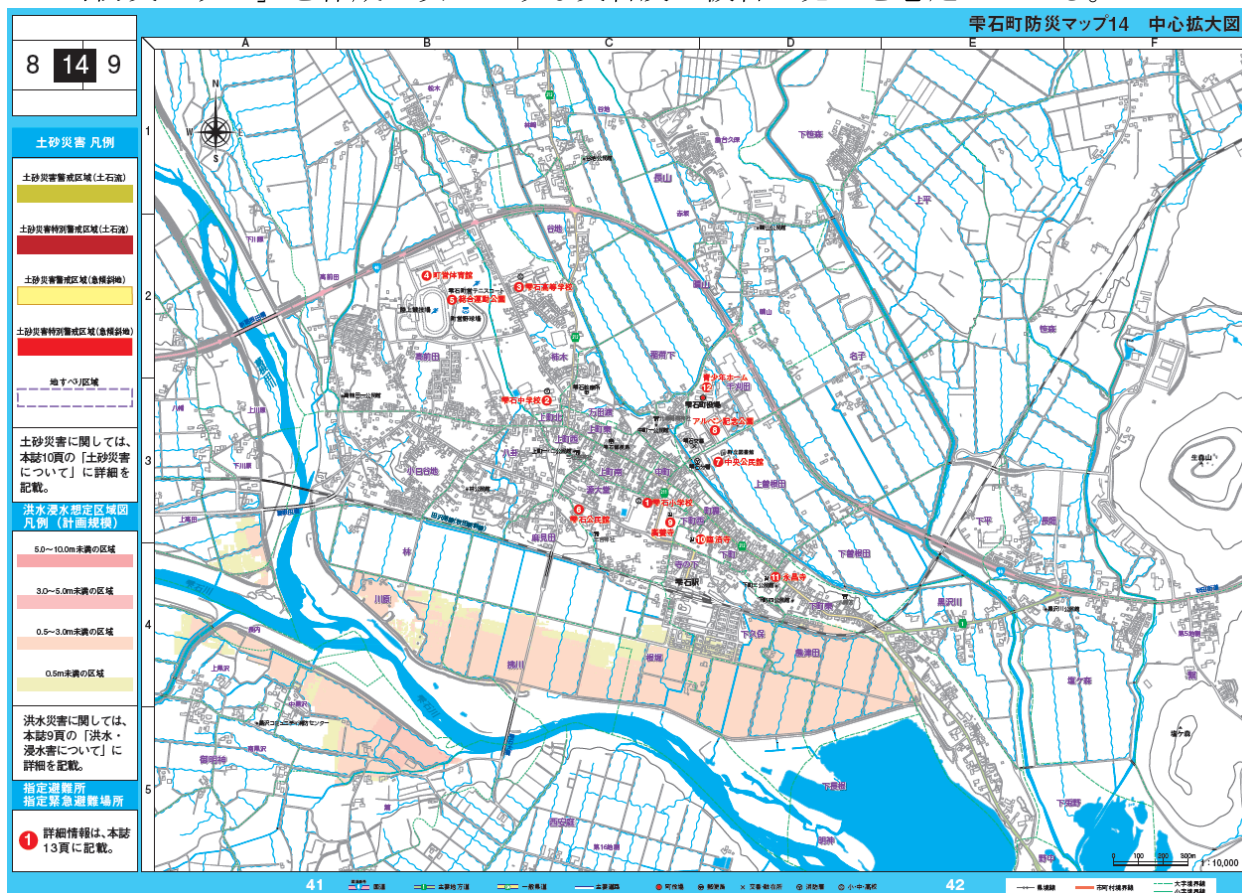
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

近年、全国的に集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、当町もまた例外ではない。これらを踏まえ、当町においては防災・減災を目的として「雫石町防災マップ」を作成し次のような災害及び被害の発生を想定している。



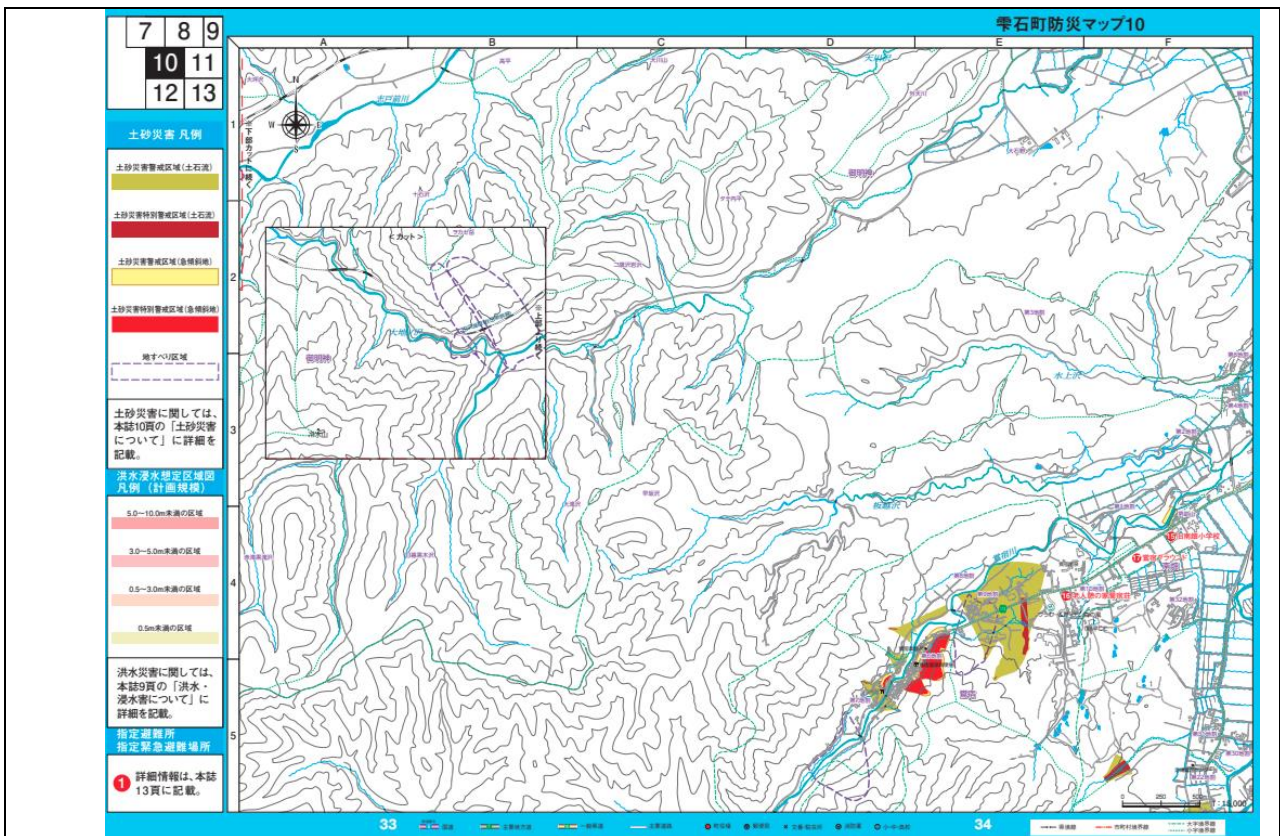
ア 洪水

当町の防災マップによると、当会が立地する市街地地域において、雫石駅南側地域では3m未満の洪水想定が予想されている。

特に、町内の雫石川流域では、平成25年8月の大雨被害によって大きな被害を受けている。大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。大雨洪水被害により、当町では人的被害は無かったものの、住宅や道路、公共施設、事業所等被害を受けている。

イ 土砂災害

当町は中山間地域に位置し、急傾斜地等の土砂災害危険箇所が存在している。例えば、雫石町防災マップによると、鶯宿地区の一带は土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっていますが、温泉地でもあることから宿泊業の多くが集積している。



ウ 地震

当町の地域防災計画によると、雫石盆地の西側に位置する玄武洞付近から西根を通り、雫石川付近までの約20キロにわたり、雫石盆地西縁断層帯が存在する。

また、当町に隣接する矢巾町から奥州市までの北上低地断層帯は岩手県で最も規模の大きい断層とされている。そのため、当町においても将来大きな地震が想定される。

エ 新型コロナウイルス等の感染症

当町の新型インフルエンザ等対策行動計画によると、新たな感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで病原性が高くまん延のおそれのある新たな感染症が発生すれば、本町への侵入も避けられないと考えられる。そのようなおそれのある新たな感染症が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないとされている。

オ 火山

当町の地域防災計画によると、当町に影響を与える火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳の2火山であり、仙台管区気象台地域火山・監視警報センターが24時間体制で監視している。岩手山及び秋田駒ヶ岳が噴火すると、火山灰や噴石、火砕流、火山泥流等様々な現象が起こる可能性がある。

- (2) 商工業者の状況 (資料：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス」)
 ・商工業者等数 621者 (509者) 内数は小規模事業者数

【内訳】

業種		商工業者数	うち小規模事業者数	事業所立地状況
商工業者	建設業	96	87	町内に広く分散している
	製造業	45	35	町内に広く分散している
	卸・小売業	141	93	町内中心部に多い
	飲食・宿泊業	134	118	町内に広く分散している
	サービス業その他	205	176	町内に広く分散している
	合計	621	509	

- (3) これまでの取組

ア 当町の取組

- ・ 雫石町地域防災計画及び雫石町災害時業務継続計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 雫石町新型インフルエンザ等対策行動計画策定

イ 当会の取組

- ・ 防災備品等の備蓄及び防災訓練への参加
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知と計画策定支援
- ・ 損害保険（共済）への加入促進
- ・ 災害時における会員被災状況の情報収集

2 課題

小規模事業者の防災対策への支援における課題は、以下のとおりである。

- (1) 事業者BCPの策定が進んでおらず、策定支援のスキル習得に課題がある

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

また、職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。なお、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

- (2) 応急対策に関する町と商工会の連携体制が整っていない

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

同様に、自然災害等による緊急時の取組について協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

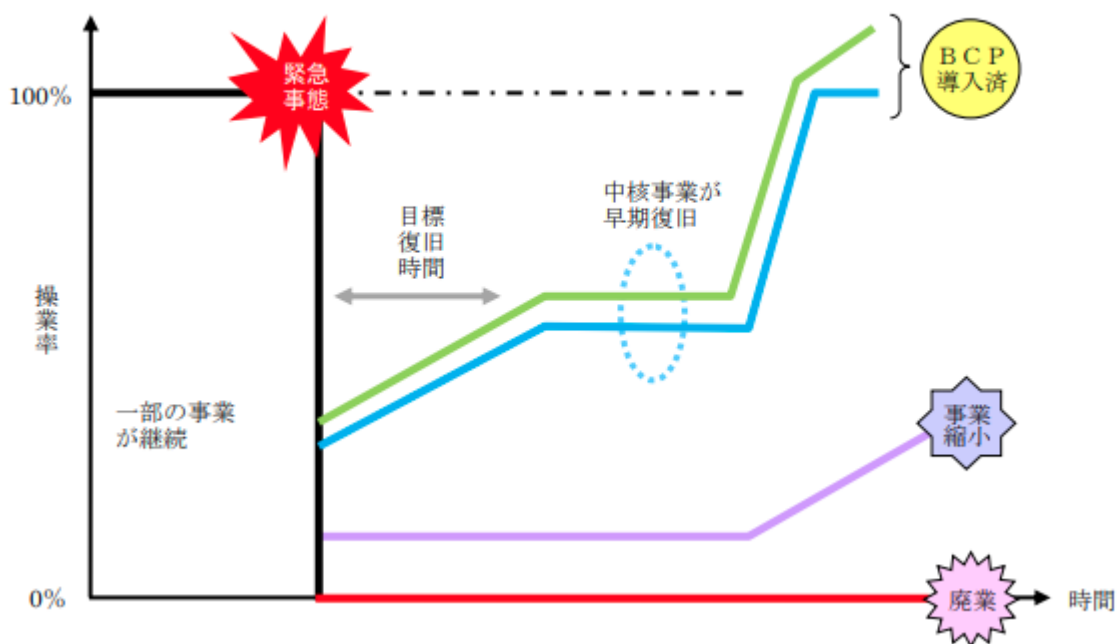
3 目標

雫石町地域防災計画に基づき、大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前対策や事後の素早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取り組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

(1) 町内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。また、新型コロナウイルス感染症に代表される未知なる感染症は一度発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることが判明した。このことから、事業者BCP策定においても感染症等リスクを正しく認識させ、事前対策の必要性を周知する。

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



(引用：雫石町地域防災計画79頁)

(2) 被害の把握・報告ルート の確立及び速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。また、発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と雫石町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

雫石町地域防災計画及び雫石町業務継続計画並びに雫石町防災マップを基に、本計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 雫石町防災マップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に雫石町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。創業支援においても同様である。

② 広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④ 新型コロナウイルス等の感染症に関する周知

新型コロナウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

イ 商工会自身の事業継続計画の策定

平時から事前の対策を講じるとともに、危機発生時に役職員がとるべき基本的な行動や、商工会として何を実施すべきかの認識を定着させることを目的として当会の「危機管理マニュアル」を、令和5年4月を目途に作成する。

ウ 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損

保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

エ フォローアップ

町内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、当会と当町で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。感染症においては、国内感染者発生後、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。さらに、感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、雫石町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

ア 応急対策の実施可否の確認

① 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

当町業務継続計画又は当会危機管理マニュアルに従い、それぞれが安否確認を行う。安否確認の際には、(1) 本人・家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3) 安全に出勤が出来る状態か否かについても、可能な限り情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
雫石町観光商工課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網にて確認
雫石商工会	【職員】発災後速やかに緊急連絡網にて確認 【正副会長】3時間以内に電話・メールにて確認 【役員】1日以内に電話・メールにて確認 【会員】1週間以内に会員安否を確認

② 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
雫石町観光商工課	課長	課長補佐もしくは係長
雫石商工会	事務局長	上席の経営指導員

③ 新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、雫石町

における感染症対策本部設置に基づき当会 による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

■被害規模の目安

大規模な被害がある	・ 町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■当会と当町の被害情報等の共有間隔

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月～3ヵ月	1週間に1回共有する
3ヵ月以降	1月に1回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「雫石町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

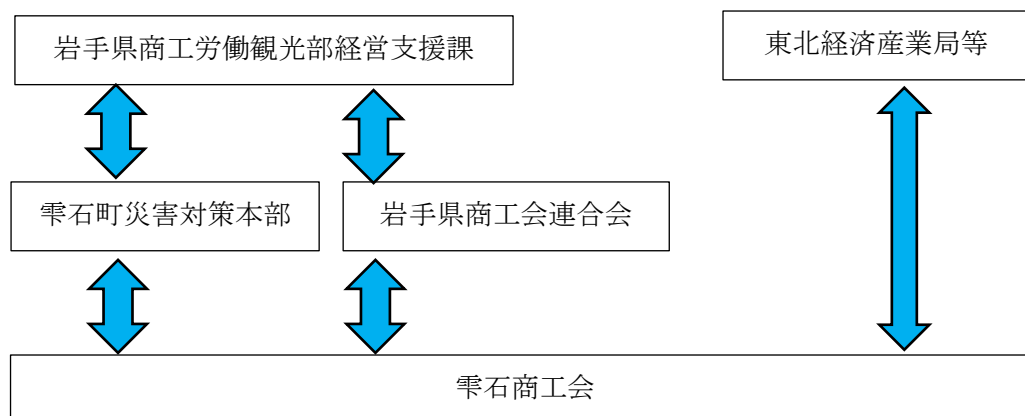
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時に町内事業者の被害状況の報告の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、発災後の対策あらかじめ確認しておく。

ア 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。なお、新型コロナウイルス等の感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と雫石町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて岩手県商工会連合会を通じて岩手県へ報告する。

■指示命令系統・連絡体制図



イ 共有した情報の報告方法

当会と当町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先へ報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

ア 相談窓口の開設

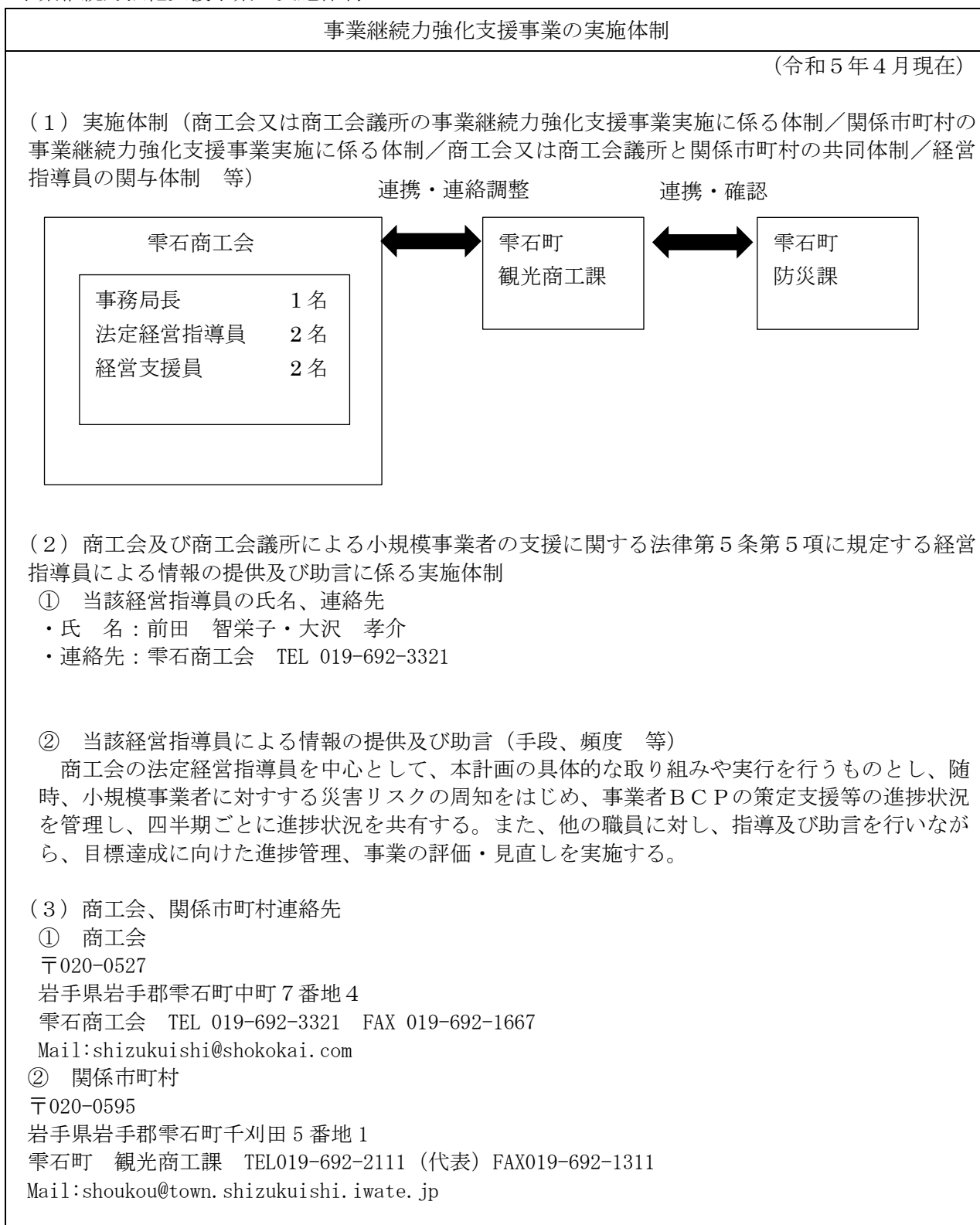
当会は雫石町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合にはこれに従うものとする。また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

県及び雫石町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に依頼する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ・チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、雫石町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし